

**教員講習開設事業費等補助金交付要綱別表第1（第3条関係）  
において別に定める件**

◎地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業

- a. 設備備品費（ただし、建物等の施設の建設、不動産の取得、施設の改修に関する経費は除く。）
  
- b. 旅費：講師旅費、アルバイト旅費、事務職員旅費等
  
- c. 人件費：講師謝金、アルバイト人件費、事務職員人件費等
  
- d. 事業推進費：消耗品費、機器等借料、機材・資料等運搬費、管理経費等
  
- e. その他大臣が認めた経費

○補助基準額は予算の範囲内で定める（定額補助）。